令和六年四月

令 和六年四月文京区議会臨時議会議案

文

京

区

議案第八十四号目
文京区特別区税条例
文京区特別区税条例の一部を改正する条例
151]
1 頁

議案第八十四号

文京区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年四月三日

出 者 文京区長 成 澤 廣

修

提

文 京 区 特 別 区 税 条 例  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る条 例

文京 区 特 別 区 税 条 例 昭 和 三  $\overline{+}$ 九 年 + = 月文 京 区 条 例 第 兀 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ j に 改 正

第三十六条第二項に次のただし書を加える。

ただ 区 長 が、 当 該 者 が 同 項 各 号の 1 ず れ か に 該 当 す ることが . 明 5 カュ で あ り、 か つ、 区 民 税 を 減 免 す る 必

要があると認める場合は、この限りでない。

に 第 ょ 匹 つて」を 六条の二第二項中 「により」 に、 っに よっ 納 て 期 限 を 前 七 っに 日 ょ ŋ を に、 納 期 限 納 に 期 改 限 め、 前 七 日 同 条 第 を 兀 項 納 中 期 限」 納 期 に 限 改 め、 前 七 日 同 条 第三 を 納 項 期 中

限」に改める。

付 則 第二 条の二  $\mathcal{O}$ 三  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を 加 え る。

**令** 和 六年 能 登 半 島 地 震 災 害 に 係 る雑損 控 除 額 等  $\mathcal{O}$ 特 例

第二条 の 二  $\mathcal{O}$ 兀 所 得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務 者  $\mathcal{O}$ 選 択 に ょ り、 法 附 則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 兀 項 に 規 定 す る 特 例 損 失 金 額 以 下

出  $\mathcal{O}$ 項 に お 1 7 特 例 損 失 金 額」 という。 が あ る場 合 に は 特 例 損 失 金 額 同 条 第 兀 項 に 規 定 する災 害 関 連 支

に が あ お る場 1 て 合に 損 失 は 対 第三項 象 金 額」 に という。 規定する申 につい 告 書 0) て、 提 出 令  $\mathcal{O}$ 日 和 五. 0 年 前 に 日 ま お で 1 て に 生じ 支出 た法第三百 L た t  $\mathcal{O}$ に + 限 る。 几 条 の 二 以 下この 第 項 項 第 及 び 号 次

項

生 ľ に に じ た ょ 規 た 年 V) 定 年  $\mathcal{O}$ 控 す に 末 除 る お 損 H さ 11  $\mathcal{O}$ n 失 7 属 た  $\mathcal{O}$ 生 す 金 金 じ る 額 額 な 年 に と 係 度 L か て、  $\mathcal{O}$ る 0 当 た 꾶 ŧ 年 該  $\mathcal{O}$ 度 損  $\mathcal{O}$ と 分 失 条 4  $\mathcal{O}$ 対 例 な 区 象  $\mathcal{O}$ す 民 金 規 税 額 定 に は を 係 適 るこ そ 用  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 者 る こと 条  $\mathcal{O}$ 令 例 和 が  $\mathcal{O}$ 規 七 で き 定 年 度 る  $\mathcal{O}$ 以 適 後 用  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 年 場 0 度 11 合 分 12 て で は お 当 VI 当 該 て 該 損 失 第 損 対 + 失 対 象 七 象 金 条 金 額  $\mathcal{O}$ が 規 額 生 が 定

2 ľ 当 規 年 適 定 な 度 該 用 前 を 親 す カ  $\mathcal{O}$ 項 受け 꽢 族 る 前 0 た 年 資 資 段 た 度 産 Ł 産  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 分 損 12 場 لح لح  $\mathcal{O}$ 失 0 合 生 4 額 1 区 に な て 計 民 は お 受け · を 一 す。 税 1 て、 12 当 に 係 た 該 親 損 す 第 る る + 族 失  $\mathcal{O}$ 令 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 令 第 条 金 条 兀 例 額  $\mathcal{O}$ 和  $\mathcal{O}$ 七 十 規 以 定 年 八 規 定 度 条 12 下 以  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ょ  $\mathcal{O}$ 六 n 適 後 項 控 用  $\mathcal{O}$ 第 に 年 に 除 度 お 項 さ 0 1 分 11 に れ 7 で 規 た 7 当 定 は 金 該 親 す 額 当 親 族 る に 族 資 親 該 係 資 産 親 族 る 産 損 族  $\mathcal{O}$ 損 損 資 失 有 失 額 産 失 す 対 額 象 損 る 法 と 失 が 金 額 生 1 附 額 う。 じ 則 が  $\mathcal{O}$ た 第 う 生 5 じ 年 兀 た年 に  $\mathcal{O}$ が 条 末 あ  $\mathcal{O}$ 同 に 日 る 兀 項 لح お 第  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ き 属 兀 規 11 7 す 項 定 は に 生  $\mathcal{O}$ 

3 載 確 て が 定 区 第 申 な 民 告 1 税 項 書  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح 規 を 納 に 含 税 定 0 む 通 は 1 知 書 令 7 B に が 和 六 送 む 第 年 を 達 得 項 さ 度 分  $\mathcal{O}$ れ な 規  $\mathcal{O}$ る 1 第二 時 理 定 ま 由  $\mathcal{O}$ + が 適 で  $\stackrel{\cdot}{=}$ 12 あ 用 条 を 提 る と 区 受け 第 出 さ ょ 項 長 れ うと が た 又 認 ŧ は 第三 す  $\otimes$  $\mathcal{O}$ Ź る 及 旨 場 項 び そ 合  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を 記  $\mathcal{O}$ 規 含 時 載 定 む。 が に ま あ で ょ に る る 申 場 提 に 限 合 告 出 書 さ り、  $\widehat{\mathcal{L}}$ れ (そ 適 れ た 第 用 5  $\mathcal{O}$ す 提  $\mathcal{O}$ <u>二</u> 十 る。 申 出 告 兀 期 書 条 限 に 第 後 そ に  $\mathcal{O}$ 項 お 記  $\mathcal{O}$ 

付 則 第 条 中 法 附 則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 三 項」 を 法 附 則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 五. 第三 項」 に 及 び 法 附 則 第 兀 条  $\mathcal{O}$ 兀 第

付 則 第 条  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ 次 に 次  $\mathcal{O}$ 兀 条 を 加 え る

三

項

を

並

び

に

法

附

則

第

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

五.

第

三

項

12

改

 $\otimes$ 

る

和 六 年 度 分  $\mathcal{O}$ 区 民 税  $\mathcal{O}$ 特 别 税 額 控 除

べ 条 き 区  $\mathcal{O}$ 民 七 税 に 令 係 和 六 る 令 年 度 和 六 分 年  $\mathcal{O}$ 度 区 分 民 税 特 別 に 税 限 り、 額 控 除 法 附 額 を 則 第 前 五. 条 年  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 八 計 第 兀 所 得 項 金 及 額 び が 第 千 五 八 項 に 百 規 五. 万 定 円 す 以 るところ 下 で あ る に 所 ょ 得 V) 割 控  $\mathcal{O}$ 除 す 納

則 + 税 第 条 義 の 二 五 務 条 者  $\mathcal{O}$ ま で、 次  $\mathcal{O}$ 条 規 付 及  $\mathcal{U}$ 定 則 第 を 付 適 則 条 第 用 L  $\mathcal{O}$ 三 た 条 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 九 第二  $\mathcal{O}$ に 所 お 得 項 11 割 て 付  $\mathcal{O}$ 特 額 則 カュ 第 別 5 税 条 控 額  $\mathcal{O}$ 控 除 す 三 除 る 第 対 象 項 納 税 付 義 則 務 者」 第 条 لح  $\mathcal{O}$ い う。 五  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 第 項 + 八 前 条 カン 条 及 6 び 第 付

2 が 第 た 合 0 場 に な Ŧī. 1 前 合 お 条 11 7 項 に け ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ は お る  $\mathcal{O}$ 八 規 第 け と 第 定 前 六 る L +  $\mathcal{O}$ Þ 項」 年 た 前 九 適 場 中 条 用 Þ と、 年 合 0) が 中 ۲, 12 あ 課 第 第 る とす 場 三 す + べ 項 合 る。 き 及 に 前 五. 条 び お Þ と、 年  $\mathcal{O}$ け 前 る 中 五. 条 第 第 中 لح +  $\mathcal{O}$ あ 項 附 九 前 中 条 る K 則  $\mathcal{O}$ 年 第  $\mathcal{O}$ は 中 課 五. 第二 条 L たし لح  $\mathcal{O}$ 六 項、 付 あ لح る 第二項」 則 第三 あ 第  $\mathcal{O}$ る は 十 条  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$ は 五.  $\mathcal{O}$ あ 七 同 条 付 る  $\mathcal{O}$ 第 項 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 五 項 規 第 は 第 定  $\mathcal{O}$ 条 附 項 規  $\mathcal{O}$ 定 適  $\mathcal{O}$ 則 及 用 七 第 び  $\mathcal{O}$ 適 が 第 五. 前 な 条 用 条 項  $\mathcal{O}$ が 11  $\mathcal{O}$ 六 規 な ŧ  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 規 第 定 と 定 Ł  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 項 滴  $\mathcal{O}$ と た 適 及 用 用 び に

令 和 六 年 度 分  $\mathcal{O}$ 区 民 税  $\mathcal{O}$ 納 税 通 知 書 に 関 す る 特 例

第三条 + 九 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 八 規 定 令 12 和 六 カコ 年 か 度 わ 分 5 ず、  $\mathcal{O}$ 区 次 民 12 税 定 に 8 限 る り、 ところ X. 民 に 税 ょ  $\mathcal{O}$ る 納 税 通 知 書 に 記 載 す べ き 各 納 期  $\mathcal{O}$ 納 付 額 に 0 11 7 は

個 な 徴 項 額 て 涌 収 12 徴 人 1 特 普 収 に お 特  $\mathcal{O}$ Ł 別 係 11 通 別 に 都  $\mathcal{O}$ 税 7 徴 税 係 と 額 る 民 個 収 額 る 税 L 控 普 人 に 控 個 た 除  $\mathcal{O}$ 係 額 場  $\mathcal{O}$ 通 除 人 対  $\mathcal{O}$ 住 徴 る 前 合 象 法 収 都 納 民 個 に  $\mathcal{O}$ 普 算 税  $\mathcal{O}$ 人 民 附 税 個 則 出 義  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 通 税 都 徴 第 さ 務 額 人  $\mathcal{O}$ 民 収 額 五. れ 者 を  $\mathcal{O}$ 兀 を 住 税 12 る  $\mathcal{O}$ 条 普 特 で 民  $\mathcal{O}$ 係 11  $\mathcal{O}$ う。 除 税 額 八 別 る 通 L に 及 個 第 徴 税 7 係 75 収 額 人 得 普  $\mathcal{O}$ 及 項 12 控 る た び 係 特 通 住 及 除 び 金 別 徴 民 普 る 前 第二 区 額 税 収 税 通  $\mathcal{O}$ 民 普 額 に 徴  $\mathcal{O}$ (当 控 係 額 収 項 税 通 該 除 る に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 徴 森 کے 係 規 額 金 額 収 林 額 11 る 定 12 を に千 لح 環 う。 森  $\mathcal{O}$ 係 11 う。 境 1 林 適 る う。 円 税 区 環 用 境 未  $\mathcal{O}$ カコ が 民 額 な 税 満 5 税 が そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 1 特  $\mathcal{O}$ 端 そ 合  $\mathcal{O}$ 額 £ 別 額 者  $\mathcal{O}$ 算 数  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 税 前 合 と が 者 額  $\mathcal{O}$ 額 普 算 L 控 あ を 条  $\mathcal{O}$ ると 特 控 額 た 第 通 除 除 場 別 徴 前 き 以 税 収 合 項 l  $\mathcal{O}$ 又 た 額 に 12 普 下  $\mathcal{O}$ は 控 額 算 規 係 通 当 除 る  $\mathcal{O}$ 出 徴 定 以 号 さ 該 前 X. 収  $\mathcal{O}$ に 下 民 れ 滴 仓  $\mathcal{O}$ に 普 額 税 係 用 お る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 涌  $\mathcal{O}$ が

個 額 び 税 除 額 全 人 次 通 額 L  $\mathcal{O}$ 条 知 た が る 住 第 書 残 1 千 う。 に 民 額 円 税 項 記 に 未 に に 載 相 満 に三 係 す 当 お で す べ る 1 あ き各 特 る を て ると 乗じ 金 別 税 納 額 き 第 額 期 7 は 以 得  $\mathcal{O}$ 控 期 納 下 た そ 除 納 期  $\sum_{i}$ 金 額 付  $\mathcal{O}$ を 額  $\mathcal{O}$ 額 端 لح 控 は 項 を 数 そ に 除 金 1 う。 第 お  $\mathcal{O}$ 額 L た 者 11 又 + 額 7  $\mathcal{O}$ は لح に 八 特 そ 条 第 別 お  $\mathcal{O}$ L 1 第 税 全 期 そ て 額 額  $\mathcal{O}$ は 項 控 分 を 他 そ に 切 金 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 り 額 前 そ 者 定  $\mathcal{O}$ 捨 す لح 普 れ  $\mathcal{O}$ 7 Ś ぞ V た 第 通 第 う。 徴 れ 金 期  $\mathcal{O}$ 収 額 納 分 期 に に 係 期 金  $\mathcal{O}$ 以 に 額 納 満 る 下 か 期 た 個 お  $\mathcal{O}$ 11 5 な 人 て そ 以 項 1  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 場 住 に 下 そ 者 合 民 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 12 税 11 者 普 項 は  $\mathcal{O}$ て  $\mathcal{O}$ 通 額 分 徴 次 当 分 カン 割 収 項 該 5 割 及 金  $\mathcal{O}$ 納 控 金

لح

す

とす とそ 期 書 上 項 に で  $\mathcal{O}$ 特 る 第二 に 0 納 記 あ 別 規 者 期 載 ŋ 税 + 0 す 定 額 以 分 べ す 八 控 カコ る 条 割 下 き 除 0 各 第 第  $\mathcal{L}$ 対 金  $\mathcal{O}$ 兀 そ 額 納 象 項 項 لح 期 期  $\mathcal{O}$ 納  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 及  $\mathcal{O}$ 者 税 規 合 び 納 納  $\mathcal{O}$ 義 期 定 次 第 務 計 付 す 額 者 条 額 以 る 第 期 か は  $\mathcal{O}$ 第 下 5 分 普 خ 三 そ 項 第 金 通  $\mathcal{O}$ 期  $\mathcal{O}$ に 額 徴 と 者 項  $\mathcal{O}$ 期 収 お 12 納 納 そ  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 普 お 期 て 期  $\mathcal{O}$ 個 通 に 者 11 人 以 第二 て 徴 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 収 分 住 11 第 ۲ 期 7 割 民  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 兀 個 納 は 金 税 項 期 期 人 な 額 12 に لح 納 0 VI 係 と お 住  $\mathcal{O}$ る 期 ŧ い 民 1  $\mathcal{O}$ 合 特 う。 税 と て と 計 別 に 11 L 額 税 う。 第三 係 に 額 る に 第二 満 控 期 特 お た 除 + 12 納 別 1 な 額 期 お 税 7 八 11 が 額 は 条 場 そ 1 と 控 そ て 第 合  $\mathcal{O}$ 1 は 除  $\mathcal{O}$ に 者 そ う。 額 者 項 は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を  $\mathcal{O}$ 12 第  $\overline{\phantom{a}}$ 者 控 規 当 第  $\mathcal{O}$ 及 除 定 該 期 す 期 分 75 納 L 分 割 同 た 分 る 税 金 条 額 金 金 通 額 第 لح 額 額 知 以

そ 乗 た 期 ľ 金  $\mathcal{O}$ 特 7 者 納 額 別 得 期 と  $\mathcal{O}$ 税 た に  $\mathcal{O}$ 分 額 金 お 合 割 控 額 計 金 除 11 と 7 額 額 対  $\mathcal{O}$ は に لح 象 満 納 合  $\mathcal{O}$ な 計 た 合 税 11 額 t な 計 義 務 カコ  $\mathcal{O}$ 11 額 لح 場 者 5 以 そ 合 上  $\mathcal{O}$ で 普  $\mathcal{O}$ に 第三 者 あ は 通  $\mathcal{O}$ り 徴 普 期 当 収 納 該  $\mathcal{O}$ 通 カン 徴 期 納 つ、 個 収 に 税 人 そ  $\mathcal{O}$ お 涌  $\mathcal{O}$ 個 1 知 住  $\mathcal{O}$ て 書 者 民 人  $\mathcal{O}$ は に  $\mathcal{O}$ 税 そ 記 12 住 第 載 係 民  $\mathcal{O}$ 税 者 期 る す ベ に  $\mathcal{O}$ 分 特 第 き 係 金 別 各 る 額 税 特 期 لح 納 額 そ 控 別 分 期 税 金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 除 者 額 納 額 額 控 لح 付  $\mathcal{O}$ が そ そ 除 額 分 額  $\mathcal{O}$ は 割  $\mathcal{O}$ 者 を 者 金 控 第  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ に 分 除 第 割 期 L た 金 納 を 期 額 額 乗 分 期 とし に 及 ľ 金 7 び 額 を 第 得 لح

三

第 兀 期 納 期 に お 11 7 は そ  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 分 割 金 額 とす る

兀 期 そ  $\mathcal{O}$ 合 算 者  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 特 額 者  $\mathcal{O}$ 納 別 普 付  $\mathcal{O}$ 税 す 額 分 額 通 る。 徴 は 割 控 収 除 金 に 第 額 対 係 に 象 一を 期 納 る 区 納 税 民 乗 義 期 税 ľ 務 第 て 者  $\mathcal{O}$ 得 額  $\mathcal{O}$ 期 た 普 普 納 金 通 通 期 額 徴 及 لح 徴 収 収 び  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合計 に 第 個 係  $\equiv$ 人 期  $\mathcal{O}$ る 額 納 住 個 以 期 上 民 人 で  $\mathcal{O}$ に 税 に お あ 都 係 る 民 11 場 る 7 税 特  $\mathcal{O}$ は 合 別 額 な に は 及 1 税 ŧ 額 び 普 当 控  $\mathcal{O}$ لح 該 通 除 徴 L 納 額 が 収 税 第 そ 12 通 係 兀  $\mathcal{O}$ 知 者 書 る 期 森 納 12  $\mathcal{O}$ 林 期 記 第 環 に 載 境 お す 期 分 11 税 7 き 金  $\mathcal{O}$ 各 額 は 額 そ 納 と  $\mathcal{O}$ 

2 定 ことと は 令 和 な 六 適 用 0 年 た 度 L 分 ŧ な  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ を 区 民 除 く。 税 第 を 期 同 納 項 期  $\mathcal{O}$ 規 か 定 5 に 第 ょ  $\equiv$ +ŋ 普 五. 条 通 第 徴 収 項  $\mathcal{O}$ 方  $\mathcal{O}$ 規 法 定 に ょ に ょ 0 Ŋ 7 普 徴 収 通 す 徴 る 収 場  $\mathcal{O}$ 合 方 法 に 0 に 11 ょ 0 て 7 は 徴 収 前 さ 項  $\mathcal{O}$ れ 規 る

令 和 六 年 度 分  $\mathcal{O}$ 公 的 年 金等 に 係 る 所 得 に 係 る 区 民 税 に 関 す る 特 例

第三条 額 ベ 0 き 1 及 公 7 び  $\mathcal{O}$ は、 的 同 九 条 年 次 第 金 令 に 等 和 定 項 六 に  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 係 年 度 る 規 る ところ 所 分 定 に 得  $\mathcal{O}$ ょ に 区 に ŋ 係 民 ょ 普 る 税 る。 区 通 に 徴 民 限 り、 収 税  $\mathcal{O}$ (第三 方 第三十 法 項 に ょ に 五 0 お 条 て 11  $\mathcal{O}$ 徴 7 収 第 年 す べ 金 項 き 所  $\mathcal{O}$ 公 得 規 的 に 定 に 年 係 金 ょ る 等 特 り に 特 別 係 徴 别 る 収 徴 所 収  $\mathcal{O}$ 得 区  $\mathcal{O}$ に 民 方 係 法 税 る に 区 と ょ 民 0 う。 7 税 徴  $\mathcal{O}$ 額 収 0 す

額」 得 に 定 額 及 お 12  $\mathcal{O}$ 特 び 係 適 別 均 1 て る 用 税 う。 同 等 所 が 額 ľ 割 得 な 控 割 額 11 除 を  $\mathcal{O}$ 額 Ł 対 合 1  $\mathcal{O}$ 及  $\mathcal{O}$ 象 う。 とし 合 算 び 納 額 算 均 税 を 額 等 以 た 義 控 下こ 割 場 務 以 除 合 者 額 0) 下 に  $\mathcal{O}$ L 号 こ の た 算 特 及 れ 出 額 別 号 び と さ 税 以 下 第 及 併 れ 額 び せ る 控 . こ の 項 第 第三 て 除 第 五. 賦 前 項 号 + 課  $\mathcal{O}$ 号 に 及 徴 五 年  $\mathcal{U}$ に お 収 条 金 第 お 1 を  $\mathcal{O}$ 所  $\equiv$ \_ 1 7 行 得 項 7 う 第 に 年 に 同 森 係 お ľ 金 林 項 る 区 所 環 に 11 得 境 規 て 民 定 税 か に 税 年 係 額 す 5  $\mathcal{O}$ そ 金 る を る 額 所 含 所 0) 前 付 得 得 む。 者 年 割 中 則 に  $\mathcal{O}$ 係 年 額 以 第  $\mathcal{O}$ 下 る 金 及 公 三 区 所 び 的 条 民 得 均  $\mathcal{O}$ 年  $\mathcal{O}$ 税 等 号 七 に 金 に 係 割 及 等 第 75 12 係 る 額 る 所  $\mathcal{O}$ 第 係 項 特 得 合  $\mathcal{O}$ 五 る 別 算 뭉 規 所

徴 当 う。 相 百 税 と 徴 に 項 満 得 11 お 民 税 う。 月 う。 該 額 1 12 で 円 収 収 ょ 税 に 額 11 う。  $\equiv$ す 年 控 す 未 に 0 お あ 7 係 控  $\mathcal{O}$ + べ る 満 係 度 除 て 1 を るとき 同 額 る 除 き公 そ 区 徴 て 金 で る  $\mathcal{O}$ 額 並  $\mathcal{O}$ 額 は、 日 額 あ 区 初 を び 収  $\mathcal{O}$ 民 を 的 は 控 者 分 ま る 民 に す 第 税 لح 日 乗じ を二 以 第 で と 税 第 年 べ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 11 き 下  $\equiv$ 期 特 そ う。  $\mathcal{O}$ 金 き  $\mathcal{O}$ 属 L 額 : こ の て得 + で 間 た 等 に 額 期 は す 公 分 別  $\mathcal{O}$ か 的 る 五. 端 除 に を三で 残 納 12 金 税 相 5 項 た そ 年 額 期 係 条 年 額 当 が お 額 数 L 特 に 金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に る  $\mathcal{O}$ 金 控 て す 別 そ 11 12 金 三 と 得 + 等 額 端 除 除 る 7 お 相 お 所 額 税  $\mathcal{O}$ は を 当 得 に に 11 た 額 者 11 数 月 前 又 額 L 11 そ う。 す 規 そ 7 は 控 て 金 \_\_ 7 に 係  $\mathcal{O}$ 金 を  $\mathcal{O}$ 定す そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 得 る は 係 る 普 額 1 除 特 額 日 う。 者 + 者 又 た か 税 そ る 所 通  $\mathcal{O}$ 前 别 当 る  $\mathcal{O}$ X 得 に 全  $\mathcal{O}$ は 5 額 徴 税 月  $\mathcal{O}$ 金  $\mathcal{O}$ 分 分 特 そ 額 + 者 民 特 に 満 収 額 該 以 特 額 割  $\mathcal{O}$ 第 た 下こ 控 金 別 <del>--</del>  $\mathcal{O}$ 税 別 係 に を 金 别 (当 な 切 金 額 税 全 月 第  $\mathcal{O}$ 徴 る 係 額 徴 除 三十 期 該 n に 額 額 額 額 収 区 11 る  $\mathcal{O}$ 収 前 と 千 を 納 期 民 場 区 捨 号 に に 控 金 対  $\mathcal{O}$ 以 相 11 除 切 額 日 期 分 象 税 合 民 円 に 係 普 て う。 た 当 前 ŋ に ま に 金 下 年  $\mathcal{O}$ に 税 未 お る 通 す で  $\sum_{}$ 区 捨 百 お 額 は  $\mathcal{O}$ 金 満  $\mathcal{O}$ 金 額 11 徴 る Щ 特 7 か 給 額 7 民  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 収 税 た 以 に 别 未 間 て 5 項 付 第 カゝ 端 同 税 に そ 額 相 徴 金 満 に は 及  $\mathcal{O}$ 下 5 以 数 じ  $\mathcal{O}$ 係 とす  $\mathcal{O}$ 支 ۲ 期 控 当 収 額  $\mathcal{O}$ お そ  $\mathcal{U}$ 下 が 額 る 払 者 す に 0 第  $\mathcal{O}$ 除 端 い 納 あ 区 を 係 者  $\mathcal{O}$ 期 るとき を 特 民 る 数 7 項 L  $\mathcal{O}$ 以 税 下 が は 年 項 す に 及 た 項 控 る  $\mathcal{O}$ 别 税 E 第二 に 額 区 あ そ 金 る お び 残 除 税  $\mathcal{O}$ 又 民 るとき  $\mathcal{O}$ 所 際 第 額 お  $\mathcal{O}$ お 11 額 額 L 者 得 期 は た 税 に 同 項 VI て 11 控 当 年 期  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 分 に 7 特 相 7 額 除 特 又 特 係 普 納 当 該 十 額 お 金 別 を 前 別 第二 す は 別 る 徴 期 カ 1 額 特 通 金 1  $\mathcal{O}$ 税 月 て 当 税 12 区 別 収 徴 る 額 う。 年 5 に 額 普 期 控 該 額 相 民 徴 金  $\mathcal{O}$ 控  $\mathcal{O}$ 収 金 控 当 額 日 除 分 金 税 収 方 対 通 分 全 以 所 除 カン L 割 額 除 す に 対 法 象 徴 金 額 下 得 前 に 以 る た 金 象 税 収 が 12 5  $\mathcal{O}$ 前 係 額  $\mathcal{O}$ 蓼 残 額 全 税 る 税 ょ  $\mathcal{O}$ 下 千  $\mathcal{O}$ 係 年  $\mathcal{O}$ 額 年 額 額 特 額 特 0 方 لح 円 号 る 金 別 別 7 法 区  $\mathcal{O}$ に が 未 所

で

あ

ŋ

カン

0

そ

 $\mathcal{O}$ 

者

 $\mathcal{O}$ 

第

期

分

金

額

لح

そ

 $\mathcal{O}$ 

者

 $\mathcal{O}$ 

第

期

分

金

額

と

 $\mathcal{O}$ 

合

計

額

に

満

た

な

11

場

合

に

は

普

涌

徴

収

対

特

別

税

額

控

除

対

象

納

税

義

務

者

 $\mathcal{O}$ 

年

金

所

得

12

係

る

区

民

税

に

係

る

特

別

税

額

控

除

額

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

者

 $\mathcal{O}$ 

第

期

分

金

額

以

上

 $\mathcal{O}$ は を 第 象 控 分 そ 税 割  $\mathcal{O}$ 除 期 額 金 者 L 分 及 た 額  $\mathcal{O}$ 金 てバ に + 残 額 特 لح 相 月 額 别 当 そ 徴 分 に す 金 相  $\mathcal{O}$ 収 る 当 者 額 炆 税 す に  $\mathcal{O}$ 象 額 相 る 第 税 当 税 額 す す 期 額 は る。 る 分 税 当 金 第 額 該 額 年 ٢ 期 度  $\mathcal{O}$ 納 口 年 合 期  $\mathcal{O}$ 十 初 計 12 額 お 日 月  $\mathcal{O}$ カコ け 属 5 る す そ 税 日 カコ る  $\mathcal{O}$ 額 5 年 者 は 캪  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ な 年 + 年 1  $\mathcal{O}$ 月 金 ŧ  $\equiv$ 所  $\mathcal{O}$ 月 得 と H に Ļ カコ 十 5 係 + る 第 日 区 民 期 ま 月 で 三 税 納 + 期  $\mathcal{O}$ に に 間 日 係 な に ま る 特 お で VI 别  $\mathcal{O}$ 7 11 て 間 税 は そ は に 額 そ 控 お  $\mathcal{O}$ 除 者  $\mathcal{O}$ 11 者 7 額  $\mathcal{O}$ 

三 三 者 第  $\mathcal{O}$ 金 に + 者 所 お  $\mathcal{O}$ 特 得 期 + 11  $\mathcal{O}$ 別 日 に 7 納 月 第 税 ま 係 は 分 額 期 期 で る そ に 氽 控 区  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お 額 分 除 民 者 け 間  $\mathcal{O}$ 金 対 12 税  $\mathcal{O}$ る 合 額 象 第 税 お に 計 と 納 係 11 額 額  $\mathcal{O}$ 税 期 合 義 7 る は に は 特 満 計 務 分 な そ た 者 別 金 額 11  $\mathcal{O}$ 税 額 Ł な 以  $\mathcal{O}$ 者 年 額  $\mathcal{O}$ 11 上 控 そ と 場 で 金  $\mathcal{O}$ 分 除  $\mathcal{O}$ L 合 あ 所 者 得 割 額 12 Ŋ を 当  $\mathcal{O}$ は 12 金 控 該 係 額 第 カン 年 に 除 普 つ、 る 区 期 度 相 L 涌 当 た 徴 そ 民 分  $\mathcal{O}$ す 残 初 収 税 金  $\mathcal{O}$ る 額 額 日 対 者 に 税 に 及 象  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ 属 額 税 第 相 てバ る 当 す そ 額 特 す す  $\mathcal{O}$ る 及 期 別 る る 者 年 U 分 税 税 特  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ + 控 額 + 別 額 月 徴 除 月 同 分 収 そ 額 年 金 日 対  $\mathcal{O}$ が + そ 者 額 カン 象  $\mathcal{O}$ 5 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 月 第 者 合 + 額 計 は  $\mathcal{O}$ 月 期 第 日 額 三 分 カン カュ 第 + 期 5 5 金 갶 そ 日 期 額 分 ま 年  $\mathcal{O}$ 納 及 金  $\mathcal{O}$ 者 で 期 び 額 三 及 そ لح  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 間 そ 月 年 び  $\mathcal{O}$ 

そ は 第  $\mathcal{O}$ 月 及 月 0 そ てバ 者 特 + 者 十 期  $\mathcal{O}$ 特  $\mathcal{O}$ 別  $\mathcal{O}$ 者 日 別 分 第 税 年  $\mathcal{O}$ ま 日 徴 金 額 期 ま 金 第 で 収 額 控 で 所  $\mathcal{O}$ 対 分 除 得 期 間 象 そ  $\mathcal{O}$ 金 対 間 に 分 12 税  $\mathcal{O}$ 額 象 者 係 額 納 に 金 お 及 お る 額 け は  $\mathcal{O}$ び 税 区 + そ 11 る 義 て 民 そ 税 第  $\mathcal{O}$ 務 月 税  $\mathcal{O}$ 分 者 者 は 額 者 そ 期 に は 金  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 年  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ な 納 額 + 者 第 期 る 11 及 月 金  $\mathcal{O}$ 特 £ 及 75 分 所 期 そ 得 分 别 び 金  $\mathcal{O}$ 割 税 と 第 額 に 分  $\bigcirc$ 金 者 係 金 額 L  $\mathcal{O}$ 期 額 控 額  $\mathcal{O}$ 合 る 同 分 区 に 除 納 計 そ 年 期 割 民 相 額 額 当 を 十 二 並 以 税  $\mathcal{O}$ 金 す 控 者 び 額 上 に で る 除  $\mathcal{O}$ 月 に 係  $\mathcal{O}$ 税 + 当 合 \_\_ あ る 該 額 た 月 計 り 特 H とす 年 残 分 か 額 別 度 額 金 5 に か 税 る 蓼 に 額  $\mathcal{O}$ 満 額 0 控 相 及 年 初 た び そ  $\mathcal{O}$ な 除 日 す そ  $\mathcal{O}$ 11  $\mathcal{O}$ 額 る  $\mathcal{O}$ 月 場 者 属 が 者 三 そ 税 す 合  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ る に 第 分 年 者 は  $\mathcal{O}$ 期 同 割 日  $\mathcal{O}$ 年 ま + 普 金 分 第 額 で 金 月 通 月 期  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 徴 額 合 間 日 収 分 に そ 日 計 カコ 対 金 額 お 象 カコ 6  $\mathcal{O}$ 額 + 者 5 カュ 11 税 そ ら 7 額  $\mathcal{O}$ 

兀

五 象 5  $\mathcal{O}$ 11 翌. 7 税 者 特 年 は 額  $\mathcal{O}$ 别 そ  $\mathcal{O}$ 及 第 税 てバ  $\mathcal{O}$ 額 月 期 者 特 控 三  $\mathcal{O}$ 別 分 除 年 十 徴 金 対 金 収 額 象 日 対 所 納 そ 得 ま 象 税 で 税  $\mathcal{O}$ に 義 係  $\mathcal{O}$ 額 者 務 間 る は  $\mathcal{O}$ 者 + 所 に  $\mathcal{O}$ 得 お 第 月 年 割 け 分 金 額 る 期 金 所 税 得 及 納 額 び 額 期 及 に 均 び は 及 係 び 等 な そ る 第 割 11  $\mathcal{O}$ 区 者 民 額 ŧ  $\mathcal{O}$ 期  $\mathcal{O}$ 税  $\mathcal{O}$ 合 と 納 分 に 算 L 期 割 係 額 並 金 る 12 同  $\mathcal{U}$ 額 特 相 年 に  $\mathcal{O}$ 别 当 当 合 税 す 月 該 計 額 る 年 控 額 税 日 度 以 除 額 か  $\mathcal{O}$ 上 額 とす で 5 初 が 三 そ 日 あ 月三 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 属 場 者 + す 合  $\mathcal{O}$ に る 第 は、 年 日  $\mathcal{O}$ 期 ま で + 普 分  $\mathcal{O}$ 通 月 金 間 徴 額 収 に 日 そ お カュ 対

2 九 徴 係 第 収 る 前 特 炆 項 項 象 別  $\mathcal{O}$ 各 年 徴 規 号 収 定 金 に 税  $\mathcal{O}$ 所 規 得 額 適 定 者 を 用 す 当 に が る 該 係 あ 特 る る 年 場 別 度 特 徴 別  $\mathcal{O}$ 合 に 収 徴 初 収 お  $\mathcal{O}$ 日 方 対  $\mathcal{O}$ け 法 象 属 る す 第 に 年  $\equiv$ る ょ 金 + 0 給 年 7 五. 付  $\mathcal{O}$ 徴  $\mathcal{O}$ + 条 支 収 月  $\mathcal{O}$ す 払 兀 ベ  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ き 口 カン 規 額」 5 定 数 캪 で  $\mathcal{O}$ لح 除 年 適 す  $\mathcal{O}$ 用 L る  $\equiv$ 7 に 月 得 0 三 た 11 +額 て は لح 日 あ ま 同 で 条 る  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 間 は 項 に 中 お 付 け 則 る 年 当 第 金 該 所 特 得 条  $\mathcal{O}$ 別 に

3 令 和 に 六 0 年 7 度 7 分 は  $\mathcal{O}$ 区 次 民 に 税 定 12  $\otimes$ 限 るところ り 年 金 に 所 ょ 得 る。 12 係 る 特 别 徴 収  $\mathcal{O}$ 区 民 税  $\mathcal{O}$ 額 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る Ł  $\mathcal{O}$ を

除

特 そ す 特 分 額 除 十 別  $\mathcal{O}$ 額 金 る 別 特 月三 当 年 徴 別 を 額 税 全 控 額 額 該 金 収 税 + と 所 に 額 除 控 を 金 日 1 除 切 額 得 係 控 L う。 た ま n に に る 除 前 で 捨 係 区 残  $\mathcal{O}$ 百 対 特 民 象 額  $\mathcal{O}$ て 円 る 間 に た 仮 納 に 別 未 税 相 12 満 徴 金 満 特  $\mathcal{O}$ 税 当 た 義 お 収 額  $\mathcal{O}$ 別 額 す な に 端 徴 務 11 る 特 者 7 係 収 11 以 数 税 場 下 税  $\mathcal{O}$ は が 別 る 区  $\overset{\sim}{\smile}$ 年 額 そ 合 あ 額 税 0 に 民  $\mathcal{O}$ る を 額 金 と 者 項 同 は 税 控 控 所 き 年 に 除 得  $\mathcal{O}$ 除  $\mathcal{O}$ **十** 二 + 特 額 お 又 12 前 L た 係 月 別 カン 11 は  $\mathcal{O}$ 当 月 分 徴 5 て 額 年 る 区 金 収 控 該 を 金 分 民 日 額 対 除 金 11 所 う。 カゝ か 象 割 額 得 税 し た 5 5 税 金  $\mathcal{O}$ に に 額」 꽢 そ 額 残 全 係 以 係 年  $\mathcal{O}$ 額 は 額 下 る る と 区  $\mathcal{O}$ 者 に が 特  $\equiv$  $\mathcal{O}$ 当 相 1 百  $\mathcal{O}$ 民 別 う。 月 年 号 該 当 円 税 税  $\equiv$ 年 す に 金  $\mathcal{O}$ 額 未 + 度 控 所 る 満 お 額 に 得  $\mathcal{O}$ 金 で 11 カン 除 日 に 初 額 あ 7 5 額 を 同 ま 係 第 が 日 るとき 以 三十 乗じて ľ, そ で る  $\mathcal{O}$ 区 属 下  $\mathcal{O}$ 0 は、 間 民 す 者 五. る 得 を三で 税  $\mathcal{O}$ 条 に  $\mathcal{O}$ そ た 12 年 項 特 お  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ に 金 五 別 1 て 額 除 る + お 端 第 税 は 特 月 11 を 数 L 額 そ そ 金 7 項 别 7 控 税 額 得 に 除  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ + 者 額 カ 者 又 た 規 前 控 月  $\mathcal{O}$ 5  $\mathcal{O}$ は 金 定  $\mathcal{O}$ 

分 割 金 額 に 相 当 す る 税 額 と す る

- 三 当  $\mathcal{O}$ あ + 者 日 該 ŋ 特 カ 年  $\mathcal{O}$ 別 カコ 5 度 日 年 税 ま 꽢 0 額 金 で 所 年 初 控 そ 得  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 日 除 0 間 に  $\mathcal{O}$ 対 者 月三十 に 係 属 象  $\mathcal{O}$ する お 納 る + 区 税 1 月 年 義 7 民 分 は 税 日  $\mathcal{O}$ 務 金 そ に ま + 者 額と 係 月 0  $\mathcal{O}$ で 年 者 る  $\mathcal{O}$ そ 金 特 間  $\mathcal{O}$ 日 0 所 分 別 カゝ 12 者 5 得に係る区民税に係る特 割 税 お  $\mathcal{O}$ + 金 額 11 分 控 額 て 割 月三十 に 除 は 金 そ 相 額 額 当 を 0 と す 控 者 日  $\mathcal{O}$ ま る 除  $\mathcal{O}$ 合 で 税 + L 計 た 月  $\mathcal{O}$ 額 額 لح 残 分 間 12 す 額 別 金 に 満 る 額 に お 税 た 相 لح け 額 な そ る 当 控 1 す 0) 税 除 場 る 者 額 額 合 が 税 0) は に その 額 分 な は 割 1 同 ŧ 特 者 金 年二 額 別  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ لح لح 徴 + し、 月 0 収 月 合 分 対 日 計 同 象 金 年 カ 額 税 額 + = 5 カコ 額 以 5 は 上 月 月 で
- 三 者 お カコ 所 得 6 11  $\mathcal{O}$ 特 て 꾶 に 分 別 係 は 年 割 税 そ る  $\mathcal{O}$ 金 額 特  $\mathcal{O}$ 額 控 月三 لح 別 者 除 徴  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 対 第三十 + 収 合 象 税 計 納 額 日 額 税 に 以 義 五. ま 相 条 で 上 務 当  $\mathcal{O}$ で 者  $\mathcal{O}$ す 五. 間 あ  $\mathcal{O}$ る 第 年 に る 場 税 金 お 額 け 項 合 所 とす る に 得  $\mathcal{O}$ 規 税 は に る 定に 係 額 は 特 る 別 区 ょ な ŋ 徴 民 い 読 t 収 税 4  $\mathcal{O}$ 対 に 替 لح 象 係 え 税 る 5 額 特 れ 同 は 別 た第三十 年 税 当 額 該 控 月 年 除 五. 日 度 額 条 カン  $\mathcal{O}$ が の 二 ら 三 そ 初 日  $\mathcal{O}$ 第 月 者  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 属  $\mathcal{O}$ + 項 す + に る 月 規 日 年 分 定 ま  $\mathcal{O}$ 金 す で + 額 る  $\mathcal{O}$ 月 そ 年 間 金 に 日  $\mathcal{O}$
- 4 徴 係 九 第 収 る 前 特 項 対 項 象 別  $\mathcal{O}$ 各 年 徴 規 号 収 定 金 に 所 税  $\mathcal{O}$ 得 適 規 額 定 者 を 用 す 当 に が る 係 該 あ 特 る る 年 場 別 特 度 徴 別  $\mathcal{O}$ 合 に 収 徴 初 収 お  $\mathcal{O}$ 日 方 対  $\mathcal{O}$ け 法 象 属 る 第三十 す に 年 ょ る 金 0 給 年 て 五. 付  $\mathcal{O}$ 徴  $\mathcal{O}$ + 条 支 収 月  $\mathcal{O}$ す 払 兀 べ 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ き 口 カュ 規 額」 5 定 数 で 꽢  $\mathcal{O}$ とす 除 年 適 L  $\mathcal{O}$ 用 Ź 7 三 に 月三 得 0 た 1  $\overline{+}$ 額 て は لح 日 あ ま 同 で る 条  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 間 は 項 に 中 お 付 け 則 る 年 当 第 金 該 所 条 特 得 別  $\mathcal{O}$ に
- 5 適 用 令 和 六 な 11 年 度 分  $\mathcal{O}$ 区 民 税 12 0 き 第 三十 五. 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あ る 場 合 に 0 V て は 前 各 項 0 規 定 は

令令 和 七 年 度 分  $\mathcal{O}$ 区 民 税  $\mathcal{O}$ 特 別 税 額 控 除

L

第 条  $\mathcal{O}$ + 令 和 七 年 度 分  $\mathcal{O}$  $\overline{X}$ 民 税 に 限 り、 法 附 則 第 五. 条  $\mathcal{O}$ 十· 二 第 項 及 び 第 兀 項 に 規 定 するところ に ょ V) 控

項 す 八 べ き 付 条 区 則 カン 5 第 民 三条 第 税 二十 に  $\mathcal{O}$ 係 六 条 る 及 の二ま 令 CK 和 付 七 で、 則 年 第 度 五. 付 分 条 則 特 第二  $\mathcal{O}$ 別 税  $\mathcal{O}$ 条 額 の 二 規 控 定 除 *の* ニ を適 額 を、 第二 用 L 同 項、 た 条 場 第三 合 付 則 項  $\mathcal{O}$ 第 所 に 得 三 規 条 割 定 0 す  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 額 る 第 特 カコ 5 別 控 項 税 除 額 す 付 控 る 則 除 第 対 =象 条 納  $\mathcal{O}$ 税 五 義 の 二 務 者 第  $\mathcal{O}$ 第

付  $\mathcal{O}$ は 則 付 第 則 前 に、 条 第 条 中 兀  $\mathcal{O}$ 条 とす 第二 付 七 則第三 第 á 項 項 中 を 条 及 の六月 と、 び 前 前 条」 及 条」 付 び を 則 を 付付 第三条 とある 加 え、 則 第三 0  $\mathcal{O}$ 七 条 は 同 第 項  $\mathcal{O}$ 六 付 項 則 を 中 第三 に 「第二十 改 前 条の六、 め、 条及び」とある · 条 同 の二第 条 次条第二項及び」 第  $\equiv$ 項 項」 中 0 は に、 第二 前 + 条、 「とあるの とする」 条 の二第 付 則 第四 に は 項 改 条 め 第二項及び  $\mathcal{O}$ 下に 「とある

五. す 中 付 所 則 第三条 得 割  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 額 七 لح 及 あ び 付 る 0) 則 は 第三 条  $\mathcal{O}$ 所 得 +  $\mathcal{O}$ 割 規  $\mathcal{O}$ 額 定  $\mathcal{O}$ 並 適 び に 用 に 付 則 0 第 1 八 て は、 条 第 付 項 則 第  $\mathcal{O}$ 規 定 条 に  $\mathcal{O}$ 七 ょ る 第 区 民 項 及 税 び  $\mathcal{O}$ 所 付 得 則 割 第  $\mathcal{O}$ 条 額  $\mathcal{O}$ لح + 付

則

第

八

条

第

項

に

次

 $\mathcal{O}$ 

号

を

加

え

る。

付則第九条第三項に次の一号を加える。

五. す 中 付 所 則 第 得 三条 割  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 七 لح 及 あ び 付 る  $\mathcal{O}$ 則 は 第三 条 所  $\mathcal{O}$ + 得 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 に 付 則 0 第 1 九 て 条 は 第 付 項 則  $\mathcal{O}$ 第 規 定 条 に  $\mathcal{O}$ ょ 七 る 第 区 民 項 税 及 び  $\mathcal{O}$ 所 付 得 則 割 第  $\mathcal{O}$ 額 条 0 لح 十

付 則 第十 条第三 項 第三 号中 「とあ る  $\mathcal{O}$ は、 を と あ る  $\mathcal{O}$ は に 改  $\otimes$ 同 項 12 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 える。

五. 中 付 所 則 得 第 三条 割  $\mathcal{O}$ 額」  $\mathcal{O}$ 七 لح 及 あ び る 付  $\mathcal{O}$ 則 は 第 条 所  $\mathcal{O}$ 得 十 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に 則 0 第 1 + て 条 は 第 付 項 則 第  $\mathcal{O}$ 規 定 条 に  $\mathcal{O}$ ょ 七 る 第 区 民 項 及 税 び  $\mathcal{O}$ 付 所 得 則 割 第  $\mathcal{O}$ 額 0 لح +

付 則 第十二 条 第 五. 項 第 号 中 と あ る  $\mathcal{O}$ は を と あ る  $\mathcal{O}$ は 12 改 め、 同 項 に 次  $\mathcal{O}$ 号を加

える。

す

五. 中 付 所 則 得 第 割 条  $\mathcal{O}$ 額」  $\mathcal{O}$ 七 لح 及 あ び る 付  $\mathcal{O}$ 則 第三 は 条 所  $\mathcal{O}$ 得 + 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に 則 9 第十二条第 1 7 は 付 則 第二 項  $\mathcal{O}$ 規定 条  $\mathcal{O}$ に 七 ょ 第 る 区 項 民 及 税 び  $\mathcal{O}$ 付 所 則 第三 得 割 条  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ +

付 則 とす 第十三 る 一条第二 項 に 次  $\mathcal{O}$ 号を 加 え る。

五. 中 付 所得 則第三条 割  $\mathcal{O}$ 額」  $\mathcal{O}$ 七 と 及 あ び 付 る  $\mathcal{O}$ 則 第三 は 条  $\mathcal{O}$ 所 + 得  $\mathcal{O}$ 割 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に 則 9 第十 11 て -三条第 は 付 則 第 項  $\mathcal{O}$ 条 規 定  $\mathcal{O}$ に 七 ょ 第 る 区 項 民 及 税 び  $\mathcal{O}$ 付 所 則 得 第 割 条  $\mathcal{O}$ 0) 額

付 則 第 + 兀 条 第二 項 に 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る。

とする。

五. とする 中 付 所 則 第 得 割 条  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 七 と 及 あ び る 付  $\mathcal{O}$ 則 は 第 条 所  $\mathcal{O}$ 得 + 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ 適 U に 用 に 付 則 0 第 1 + て 兀 は 条 第 付 則 第 項  $\mathcal{O}$ 規 条 定  $\mathcal{O}$ に 七 ょ 第 る 区 項 民 及 税 び 付  $\bigcirc$ 所 則 得 第 割 条  $\mathcal{O}$ 額  $\mathcal{O}$ 

付 則 第 + 兀 条 の 二 第二 項 12 次  $\mathcal{O}$ 号 を 加 え る。

五.

額」 中 付 と 所 則 第 得 す 三条 割  $\mathcal{O}$ 額」  $\mathcal{O}$ 七 لح 及 あ び 付 る  $\mathcal{O}$ 則 は 第 条 所  $\mathcal{O}$ 得 + 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に 則 0 第 1 十 7 兀 は 条  $\mathcal{O}$ 付 則 第 第 条 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 七 定 第 に ょ 項 る 及 区 び 民 付 税 則  $\mathcal{O}$ 第 所 得 条 割  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 

付 則 第 + 兀 条 の 二 第 五. 項 に 次  $\mathcal{O}$ 号を加 え る。

五. 中 付 所 則 得 第 三条 割  $\mathcal{O}$ 額」  $\mathcal{O}$ 七 لح 及 あ CK る 付  $\mathcal{O}$ 則 は 第 条 所  $\mathcal{O}$ 得 十 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に 則 9 第 1 + て 几 は 条  $\mathcal{O}$ 付 則 第三 第 項 条 後  $\mathcal{O}$ 段 七  $\mathcal{O}$ 第 規 定 項 に 及 ょ び る 付 区 則 民 第 税 条  $\mathcal{O}$ 所  $\mathcal{O}$ 得

付 則 第 + 兀 条 の 三 第二 項 に 次  $\mathcal{O}$ 뭉 を加 え る。

割

0)

額」

とす

中 付 所得 則 第三条 割 0) 額」  $\mathcal{O}$ 七 とあるの 及 び 付 則 は、 第三 条 所得  $\mathcal{O}$ + 割  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 額 定 並  $\mathcal{O}$ び 適 に 用 付 に ]則第十 0 7 て 四条の三第一 は 付 則 第三 条 項の  $\mathcal{O}$ 七 規定による区民税 第一 項 及 Ţ 付 則 第三  $\mathcal{O}$ 所得 条 割  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

五.

付 則 第 とする。 十四条の三第五 項 に 次の一 号を加える。

額」

五 付 「所得 則第三条の七 額」 とあ 及び るの 付則第三条 は、 「所得  $\mathcal{O}$ + . О 規定 の額 並 び  $\mathcal{O}$ 適 用 に 則第十 つい て は、 条の三第三項後段 付則 第三条の 七 第一 の規定による区民 項 及び 付 則第三条 税 所得  $\mathcal{O}$ +

割  $\mathcal{O}$ 額」 とする。

中

割

0

割

に

付

匹

O

付 則

この 条 例 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 ける。

説 明)

ます。

地 方税法 昭昭 和二十五年法律第二百二十六号) *Ø*)
<u>→</u> 部 改 正等に伴 V) 規 定を整備するため、 本 案を提出 **,** \ たし